

平成28年(ヨ)第25号,平成28年(ヨ)

第26号伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 小坂正則外3名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(14)の補充書2

(火山事象 - 債務者準備書面(11)への反論)

平成29年11月10日

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人

弁護士 徳田 靖之

弁護士 岡村 正淳

弁護士 河合 弘之  
外

本準備書面は、債務者提出の平成29年10月4日付準備書面(11)のうち、第2において、債権者らの主張に対して反論をしているので、これに対して必要な限度で再反論することを目的とするものである。

### 1 セントヘレンズ観測値について

- (1) 債務者は、この期に及んで、「セントヘレンズ観測値を用いることが直ちに過小評価に繋がるものではない」と述べ、その理由として、セントヘレンズ観測値が現時点での既往最大の観測記録であり、個別の立地条件を考慮していない

点で保守性が確保されているから、と述べる（債務者準備書面(1)34頁）。

- (2) しかしながら、これは、これまでの降下火砕物検討チーム等における議論を完全に無視した荒唐無稽なものというほかない。

セントヘレンズ観測値が測定機器の性能を超えていたことは債務者自身が認めている。とにかく計測されてさえいれば、その数値が全く信用できないものでも構わない、個別の立地条件を考慮しなければ保守的だ、という債務者の考え方は、あまりにも常軌を逸している。このようなものすら「保守的」と言って憚らないのは、もはや債務者の体質というべきであり、火山だけでなく、他の論点において債務者がいう「保守的」という言葉も、全く信用できない。原発という危険施設を運転するものとしての資質が全くないというべきである。

- (3) なお、債務者は、セントヘレンズ観測値の信頼性に疑問が呈されていることを考慮したうえで、本件原発はこれに対して十分な余裕（約23倍の余裕）をもっているから、セントヘレンズ観測値を用いることが直ちに過小評価に繋がらない、とも述べる（債務者準備書面(1)34～35頁）。

この立論はそもそも論理的に誤っており、反論の要を認めないが、債務者の主張を善解すれば、本件原発は、セントヘレンズ観測値の約23倍（約0.7 g/m<sup>3</sup>）の余裕が確認されているから安全である、というものだと考えられる。

しかしながら、本件原発における参考濃度は、電事連の計算によっても約3.3 g/m<sup>3</sup>とされており、債務者が認める限界濃度を大きく上回っている（図表1）。債務者は、余りにも過小だったセントヘレンズ観測値に固執し、これから23倍も余裕を持っているから安全であるかのように主張するが、図表1をみれば、それすらも過小であることはもはや争いが無い。この期に及んでもなおこのような主張を繰り返すのは、余りにも非常識というほかない。

債務者の主張には啞然とするばかりであり、これ以上の反論は行わない。

プラントの設計層厚とそれに基づく参考濃度は、以下のとおり。  
 (既に新規制基準への適合に係る設置変更許可を受けているプラントについて例示)

	美浜 3号機	高浜 1,2号機	高浜 3,4号機	大飯 3,4号機	伊方 3号機	川内 1,2号機	玄海 3,4号機
設計層厚*1 (cm)	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0	15.0	10.0
参考濃度*2 (g/m <sup>3</sup> )	約1.8	約1.4	約1.4	約1.5	約3.1	約3.3	約3.8
現状の 限界濃度*3 (g/m <sup>3</sup> )	約1.6	約1.6	約1.8	約1.1	約0.7	約1.0	約0.9

\* 1 : 設置変更許可申請書に記載の値

\* 2 : 降灰時間を24時間と仮定し、設計層厚から試算した機能維持評価用参考濃度  
 (第2回検討チーム会合「資料3」に基づいた試算値)

\* 3 : 現状設備において (ディーゼル発電機を交互に切換え、フィルタ取替・清掃することによって)  
 対応可能な限界濃度

図表1 甲D767・2頁に加筆したもの

## 2 参考濃度への対応について

- (1) 債務者は、参考濃度について、未だ改正「案」であって、今後最終的な取りまとめがなされる予定であるとか、実施に当たって約1年の猶予期間が設けられるなどと述べる (債務者準備書面(11)35～36頁)。
- (2) この主張の意図は必ずしも明確ではないが、これが仮に、未だ案に過ぎないから現時点では安全性に問題がない、という主張だとすれば、これもまた呆れた主張と言わざるを得ない。

原規委ないし電事連によって参考濃度という数値が示されている以上、本件原発が現在の科学技術水準に照らして安全性を欠いていることは明白である。猶予期間が設けられること自体安全性を無視したものであるが、仮に猶予期間が設けられたとして、その期間中は、どのような規模の噴火が生じたとしても参考濃度を超える火山灰は到達しないなどという楽観的な考えは許されない。対応に時間がかかるのであれば、事業者が原発に求められる程度の安全性を確保できるまで、原発が停止されなければならないのは理の当然であろう。安全

が確保されるまでの間は原発を稼働しておく、というのは、許可制やバックフィットの制度趣旨を無視し、債権者らをはじめとする周辺住民の生命や身体の安全を殊更に危険に晒す行為であって、許されない。

- (3) また、債務者は、「現在、定期検査のために運転を停止している本件3号機について、定期検査を終えて次に稼働する時までには、参考濃度を想定しても吸気フィルタが閉塞せず非常用ディーゼル発電機の機能維持を可能とする対策を完了する予定」とも主張する（債務者準備書面(11)36頁）。
- (4) しかしながら、これは、要するに現時点では対応ができていないことを認めるものであるから、いまだ対応が採られていない現時点では、差止めを認める以外の結論はあり得ない。

また、仮に、今後、何らかの対応が採られるとしても、債務者は、単に「対策をする」というのみで、それが具体的にどのようなものであって、どの程度の実効性を有するのかについて何ら疎明していない。

- (5) さらには、従来のフィルタにおいても、フィルタの性能との関係で、捕集できずにディーゼル機関内部に侵入する降下火砕物が存在すること自体は債務者も認めるところであったと理解しているが、これまで、債務者は、万が一侵入した降下火砕物については、潤滑油等とともに排出されるなどするため、ディーゼル機関内部の焼付きや摩耗・閉塞は生じないと主張してきた。

しかしながら、従来の想定が1000倍も大きくなるというのであるから、単純に考えても、ディーゼル機関内部に侵入する降下火砕物の量も1000倍になる可能性があり、このような大量の降下火砕物が侵入した場合についても、同じように焼付きや摩耗・閉塞が生じないということの疎明は尽くされていない。仮に1000倍の濃度になってもこの意味での安全機能が維持できるというのであれば、どの程度の降下火砕物がフィルタを通過してディーゼル機関内に侵入することになるのか、その場合、どのような根拠に基づいて焼付きや摩耗・閉塞等が起こらないと評価するのか、客観的・定量的な資料に基づいて疎

明されなければならない。非常用ディーゼル発電機だけでなく、中央制御室などにも降下火砕物が侵入するおそれはないのかなど、十分に慎重な確認がなされなければならないが、債務者がこれを行った形跡は見当たらない。

- (6) 債権者らが大気中濃度が債務者の想定を大幅に上回る旨の疎明を尽くした以上、債務者から、これらに対する反対の疎明がなされない限り、伊方最高裁判決や川内福岡高裁宮崎支部決定に従えば、本件原発の安全性に欠ける点があることが事実上推定される。

### 3 参考濃度の保守性について

- (1) 債務者は、参考濃度の保守性について、更田委員長代理（当時）や山形対策官が基準地震動や基準津波と同レベルの保守性を有すると評価していることをもって、十分な保守性があると主張している。
- (2) しかし、更田委員長代理（原子炉安全工学等）も山形対策官（原子核工学）も、火山の専門家ではない。むしろ、火山の専門性を有する国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門火山部門付総括研究主幹である山元孝広氏は、検討チームの第1回会合において、 $1 \text{ [g/m}^3\text{]}$  程度の降灰濃度というのは「非常に頻度の高い現象で、いとも簡単に超えてしまうようなものが多々あるだろうと思わざるを得ない」と述べ（甲D697・37頁）、原規庁における火山に関する専門職と思われる安池由幸氏も、第2回会合において、 $\text{数 [g/m}^3\text{]}$  という、参考濃度の元となった濃度について、「常識的な範囲での想定をやっぱりするべきではないか」と述べている（甲D699・25頁）。どちらの発言が専門技術的な知見に基づくものであるか、明白であろう。

検討チームの石渡明座長は、検討チームでの「一番大事な結論」として、「いずれの条件においても、気中濃度は1～2日程度 $\text{数 [g/m}^3\text{]}$ が継続する、これですかね」と確認し、安池氏は、「大体このぐらい、このグラフのオーダーになる」と述べている（甲D699・27頁）。要するに、参考濃度は、「ほとん

ど考えられないような保守的な値」などというのではなく、「大体のオーダー」なのである。これが十分に保守的というのは、専門家ではない更田委員や山形氏の曲解にすぎない。

#### 4 全交流電源喪失を仮定した場合の訓練等について

- (1) 債務者は、あえて全交流電源喪失に至る場合を仮定して、長期間にわたって原子炉の冷却を継続し、本件3号機の安全性を確保できると主張し、債権者らは、大量の降灰状況下において、人的対応が十分に行えるか疑わしい旨主張していた。

これに対して、債務者は、「全交流電源喪失を想定した訓練を適切に実施しており、人的対応が失敗する可能性を十分に低いものとしている」と主張し（準備書面(11)・37頁）、これを疎明する資料として乙285号証を挙げる。

- (2) しかし、乙285号証は、あくまでも一般的な防災訓練に関するものにすぎず、火山噴火を想定した訓練ではない。債権者らが問題としているのは、降灰時に、道路途絶、視界不良、外部電源喪失などの諸問題が起こっている中で、適切にフィルタ交換等ができるのかという点であり、これに対する反論には全くなっていない。

- (3) なお、産総研の山元孝広・統括研究主幹は、降灰時の対策について、検討チームの第1回会合において、「やっぱりフィルターは、私も試験をやった感覚で言うと、もう入ったらおしまいだと思うんですね」と発言して、人的対応が難しいことを指摘している（甲D697・37頁）。

専門家も、降灰時の対応はそれ以外とは全く異なることを指摘しており、人的対応が適切にできないおそれは、抽象的なものにとどまらないし、債務者のいう訓練は、降灰時には全く役に立たない。

#### 5 耐震バックチェックの轍を踏んではならないことについて

- (1) 債務者は、債権者らがバックフィット制度について、即時適用の必要があるとの前提に基づいており、制度を誤解していると主張する（準備書面(11)・39頁）。
- (2) しかしながら、債権者らが本件においてバックフィット制度を持ち出したのは、あくまでも、現に危険性が存在することが明らかな状態であるにもかかわらず、万が一にも深刻な災害が起こらないような対応が求められる原発という危険施設に関して、安易に稼働が認められることは、債権者らの人格権侵害以外の何物でもない、ということを強調したいがためであり、バックフィット制度に違背しないからといって、人格権侵害の具体的危険がない、ということにはならない。
- (3) もっとも、債務者が指摘するとおり、規則の変更や猶予期間を俟たずに対応を行うということそれ自体は望ましいことといえる。しかし、重要なのは、その対応が真に妥当なのかということであって、この点について具体的かつ客観的な疎明が尽くされていない以上、本件仮処分結論は明らかというほかない。

以上